

あきた **北** 法人会 だより

第
75
号

令和2年2月28日



八郎潟町イルミネーション（12月～2月）
ＪＲ八郎潟駅前と町道中央線

発行 公益社団法人秋田北法人会

秋田市土崎港西五丁目3番1号 秋田市北部市民サービスセンター3F
TEL 018-845-8078 FAX 018-845-8025
<http://kitahou.akitalink.com>
E-mail: kitahou@galaxy.ocn.ne.jp

令和2年度 税制改正に関する提言

秋田北法人会では、令和2年度税制改正に向け、秋田市に対し提言活動を行いました。

法人会では、各県連からの税制改正に関する要望事項やアンケートを取りまとめ、9月18日開催の全法連理事会において「令和2年度税制改正に関する提言」を決議しました。また、提言の実現に向け、法人会の全組織を挙げ地元国会議員並びに地方自治体に対し要望活動を実施しました。



11月14日 林会長が 秋田市石井副市長へ要望書提出

令和2年度 税制改正スローガン

- 経済の再生と財政健全化を目指し、歳出・歳入の一体的改革を！
- 適正な負担と給付の重点化・効率化で、持続可能な社会保障制度の確立を！
- 中小企業は日本経済の礎。活力向上のための税制措置拡充を！
- 中小企業にとって事業承継は重要な課題。本格的な事業承継税制の創設を！

【提言趣旨要約抜粋掲載】

I. 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

今後の税財政を考えるうえで重要な要素となるのは団塊の世代の動向である。2025年度には団塊の世代全てが後期高齢者に達する年になることから、団塊の世代の先頭が後期高齢者入りする2022年の前に、プライマリーバランス黒字化の目標を設定すべきである。

- (1) 今般の消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠だった。税率引き上げによる悪影響を緩和する等の環境整備は必要だが、それがバラマキ政策となってはならない。
- (2) 政府は、2016年度から18年度の3年間を集中改革期間と位置づけ、政策経費の増加額を1.6兆円（社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円）程度に抑制する目安を達成した。2019年度から21年度の基盤強化期間についても、引き続き社会保障費の増加額を抑制する目安を示し、改革に取り組む必要がある。
- (3) 財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。
- (4) 今般の消費税率引き上げに伴って本年10月より軽減税率制度が導入されるが、これによる減収分について安定的な恒久財源を確保するべきである。
- (5) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。政府・日銀には、市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求めたい。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

超高齢化社会が急速に発展する今、社会保障は「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点も重要である。たとえば、医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じることを原則とする必要がある。

- (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」「支給開始年齢の引き上げ」「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。
- (2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬（本体）体系を見直すとともに、政府目標であるジェネリックの普及率80%以上も早期に達成する。
- (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために、真に介護が必要な者とそうでない者とのメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。
- (4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには、安定財源を確保する必要がある。
- (6) 企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

今般の消費税率引き上げは国民に痛みを求めるものであり、その前提として「行革の徹底」が不可欠であったことを想起せねばならない。地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき、自ら身を削るのである。

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減と歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

本年10月から導入される軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいという、税制の簡素化、税務執行コ

ストおよび税収確保などの観点から問題が多い。導入後は、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

- (1) 現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。
- (2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。
- (3) システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

II. 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率について

O E C D加盟国の法人実効税率平均は25%、アジア主要10カ国の平均は22%となっている。米国もトランプ税制改革で我が国水準以下に引き下げられ、我が国の水準が比較的高いという現実には変わりはない。国際競争力強化などの観点から、今般の法人実効税率引き下げの効果等を確認しつつ、さらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

- (1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。
- (2) 租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものと適用件数の少ないものは、廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。
 - ① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。
 - ② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和2年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。
- (3) 中小企業経営強化税制（中小企業等経営強化法）や、

中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例（生産性向上特別措置法）等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処する。

3. 事業承継税制の拡充

- (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設
事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。
- (2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実
平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。
 - ① 猶予制度ではなく免除制度に改めるとともに、平成29年度以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。
 - ② 特例制度を適用するためには、令和5年3月末までに「特例承継計画」を提出する必要があるが、この制度を踏まえて、これから事業承継の検討（後継者の選任等）を始める企業にとっては、時間的な余裕がないこと等が懸念される。このため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

祝 おめでとうございます

◆ 令和元年度納税表彰 ◆ 秋田北税務署長表彰 渡部 一雄氏（常任理事）

新入会員

紹介

どうぞよろしく

正 会 員	代 表 者 名	住 所
(株)フルール	高 安 恒 治	秋田市土崎港中央6丁目2-16
賛 助 会 員	代 表 者 名	住 所
プルデンシャル生命保険(株)営業所長	佐 藤 健太郎	秋田市飯島西袋3-1-15

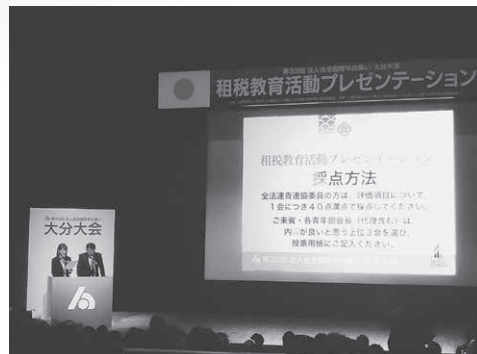
全国大会 第33回 法人会全国青年の集い「大分大会」開催

青年部会 2019.11.7～8

「湧き上がれ！未来を動かす熱きパワー～「豊の国おおいた」からの第一歩～」をテーマに開催され、全国各地の青年部会員約2,500人が参加。当部会からは細川青年部会長と小玉青年副部会長が参加した。

初日は、租税教育プレゼンテーション（租税教育事例発表会）が開催された。青年部会では、時代を担っていく子供たちに税の役割や大切さを伝えるべく租税教育活動に力を入れており、全国大会において、全国各地より選抜された代表による租税教育活動のプレゼンテーションを開催している。

2日目の第一部、大会式典では、前日の租税教育プレゼンテーションなどの表彰が行われた。第二部の記念講演会では、「ポジティブ志向～健康な心と体で未来を動かす～」と題し、アン ミカ氏が講演した。第三部の大懇親会では、全国の青年部会員との懇親を深め、盛会のうちに「大分大会」を終了した。



部会研修会 令和元年度「県内合同研修会」開催（8法人会）

女性部会 2019.9.6

大館法人会が今年度担当部会として企画し開催された。（82名参加）

小坂町「あきたエコタウンセンター・鉱山事務所等」の見学会を実施。ホテル鹿角にて「あきたエコタウンセンター案内人の黒沢信廣氏」による講演会（環境・リサイクル産業について）と「マリンパ奏者の布谷史人氏」による演奏会が開催された。懇親会では、今年度活動等の情報交換・交流を図りながら、合同研修会を終えた。

（次回担当会：秋田北法人会）



青年部会 2019.10.25

能代法人会が今年度担当部会として企画し開催された。（56名参加）

十二湖「青池・樺自然林」散策等の見学会を実施した。終了後、プラザ都にて「全法連青年部会連絡協議会副会長の佐藤智樹氏」による講演会（財政健全化のための「健康経営プロジェクト」について）が開催された。懇親会では、租税教育活動等の情報交換・交流を図りながら、合同研修会を終えた。

（次回担当会：湯沢法人会）



令和元年度「女性部会研修会」開催 2019.10.24

今年度は「井川地区の視察研修」を企画。（9名参加）

「井川町立井川義務教育学校」にて井川町教育委員会の事務局長様と学校長様から学校の歴史説明と学校内の視察ガイドをしていただきました。その後、世代間交流施設「みなくる」を見学し、研修を修了した。



地域社会貢献活動事業 (講演会) 2019.11.11

講師：中部大学特任教授 武田 邦彦 氏

演題：『環境問題のウソと本当の話』

講演では、家庭・育児に関して性別が持つ役割や、取り巻く環境が寿命に影響することなど環境を独自の目線で多面的にとらえ、人生100年時代と言われる今日、50歳から100歳つまりは50年の計画を立てることの重要性などを、ときに笑いを交えてお話されました。

会員各位や医療機関、金融機関、地域住民の方々への参加依頼（ポスターチラシの掲示と配布）、管内の広報誌や地元新聞への掲載などを行い、273名の申込がありました。

2年度も地域社会貢献運動委員会で企画する予定ですので、ご協力ご支援願います。



秋田市北部市民サービスセンター（キタスカ）

税務関係講習会

秋田北税務署様から講師をお迎えして開催。

講習内容及び講師

- (1) 「酒類行政と地域経済」
秋田北税務署長 三 澤 成 人 様
- (2) 「教えて！軽減税率こんな時は8%？10%？」
同署法人課税部門統括官 楠 美 大 様



11月7日(木) 湯上五城目地区（キラ★星館）
11月8日(金) 土崎男鹿地区（ホテル大和）

▶▶ 決算法人説明会 ◀◀

- (1) 10月30日(水) 対 象：10・11・12月決算法人
- (2) 1月23日(木) 対 象：1・2・3月決算法人

講 師 秋田北税務署 小林財務事務官 様
安田財務事務官 様



キタスカ

秋田北・南 法人会合同 セミナー

★税務セミナー★

軽減税率導入に伴う実務処理のポイント



講師：税理士 行政書士 星 叡 氏
8月28日(水) 「ユースパル」

★実務セミナー★

行動が早い人になるための段取り術



講師：風土刷新コンサルタントオフィスハセガワ
主宰 長谷川 孝幸 氏
10月15日(火) 「ユースパル」

★社会保険実務セミナー★

社会保険・労働保険実務のポイント



講師：横浜リンケージ社労士事務所
代表 蔵中 一浩 氏
12月6日(金) 「ユースパル」

★実務セミナー★

生産性向上のためのパソコン整理術



講師：大谷更生総合研究所合同会社
代表社員 大谷 更生 氏
2月7日(金) 「ユースパル」

★税についての総合研修会★

法人税の確定申告書作成の留意点等



講師：秋田南税務署 法人課税
若木 淳一 氏他
2月13日(木) 「ユースパル」

— 令和元年度 —

小学生

「税の絵はがきコンクール」

(主催) (公財) 全国法人会総連合、東北六県法人会連合会 (一社) 秋田県法人会連合会 女性部会連絡協議会 (後援) 国税庁

秋田北管内の小学校 (18校) 6年生より応募があった487通から選ばれた最優秀作品1点、優秀作品9点、秋田北税務署長賞1点です。

(公社) 秋田北法人会女性部会賞

最優秀作品

(一社) 秋田県法人会連合会
女性部会連絡協議会会長賞

飯島南小学校 鈴木 咲希さん

秋田北税務署長賞



飯島南小学校 平間 彩心さん

優秀作品



飯島南小学校 小助川 璃空さん

優秀作品



飯島南小学校 福島 岬風さん

優秀作品



飯島南小学校 土田 花梨さん

優秀作品



土崎南小学校 石井 咲さん

優秀作品



土崎南小学校 佐々木 美 緒さん

優秀作品



飯田川小学校 伊藤 悠里さん

優秀作品



飯田川小学校 松田 陽菜さん

優秀作品



天王小学校 山下 健翔さん

優秀作品



大豊小学校 三浦 愛美さん

優秀作品は、秋田北税務署と秋田市北部市民サービスセンター(キタスカ 3/5~3/18) 1Fに展示いたします。キタスカでは、東北六県の優秀作品も展示します
※秋田北法人会のホームページにも掲載

租税教室開催

(青年部会・女性部会)

租税教育活動の一環として管内の小学校(4校)6年生を対象に、税のDVD・1億円レプリカ等を使用しながら、税の仕組みや税の大切さについて勉強してもらった。



12月6日(金) 秋田市立土崎小学校
講師 保坂青年副部会長



12月10日(火) 秋田市立港北小学校
講師 稲庭女性部会長



12月17日(火) 湯上市立天王小学校
講師 畠山青年副部会長



12月18日(水) 秋田市立土崎南小学校
講師 鈴木青年幹事

税務署だより 令和元年分所得税及び復興特別所得税、消費税(個人事業者)、贈与税の確定申告について

申告と納税は期限内に！

令和元年分の確定申告の受付期間は、次のとおりです。

- 所得税及び復興特別所得税 2月17日(月)～3月16日(月)
- 消費税(個人事業者) 1月6日(月)～3月31日(火)
- 贈与税 2月3日(月)～3月16日(月)

所得税及び復興特別所得税の還付申告書は、2月17日(月)より前でも提出できます。

確定申告書作成会場のご案内

会 場	秋田県労働会館「フォーラムアキタ」(秋田市中通6丁目7-36) (専用駐車場はありませんので、公共交通機関のご利用をお願いします。)
開設期間	2月17日(月)～3月16日(月)までの平日 (土日祝等は開設していません。但し、2月24日(月)・3月1日(日)は開設します。)
開設時間	午前9時～午後4時まで (申告書作成には時間を要しますので、午後3時前のご来場をお願いします。)

確定申告に関するお問合せ

▶秋田北税務署 TEL018 (845) 1161 (代表)

確定申告に関する電話は、確定申告電話相談センターにおつなぎします。音声案内に従い、「0番」を選択してください。確定申告電話相談センターには、東北税理士会の会員税理士にも従事していただいております。

税務署内には、開設前を含め、申告書作成会場を設置しておりません！

※税務署では、作成した申告書の受付や申告書用紙の配布は行っています。



(スマホ専用画面)
申告書の作成
はこちらから！

パソコン・スマホからも確定申告ができます！

- 確定申告書作成会場は大変混雑し、長時間お待ちいただく場合があります。
- 是非、ご自宅での申告書作成に国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)の「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。
- 令和2年1月から、2か所以上の給与所得がある方、年金収入や副業等の雑所得がある方など、スマホ専用画面をご利用いただける方の範囲が広がります。

マイナンバーカードを使って送信

用意するものは、次の2つ！

① マイナンバーカード



② ICカードリーダライタ 又は マイナンバーカード対応のスマートフォン

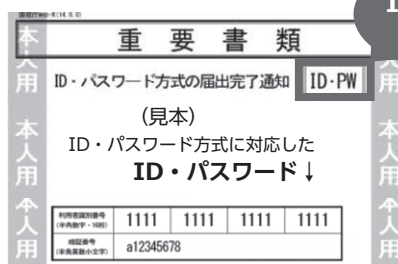


又は



一部の端末のみ

IDとパスワードで送信



ID・PW
が目印

- ・「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行を希望される場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。
- ・確定申告会場で、既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。

(注) ・ID・パスワード方式は暫定的な対応です。
お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。
・メッセージボックスの閲覧には、マイナンバーカード等が必要です。



ふるさとへの恩返し



ニュークリエイトマネジメント 代表 長井三郎

根っこにあるもの

彼ほど郷土愛を、実践している人を見たことがない。彼は21才で会社を興し、地元の土木工事を手がけてきた。だが冬場になると仕事が途絶え、皆、集団出稼ぎで都会に出ていく。

そこで「冬でも仕事が入るように」と建築部門をつくり、JRの保線や林業そして住宅にも参入した。

子供たちの体力低下が問題になると、地元の6つの学校に相撲場を寄贈し、学力低下が叫ばれると、学習塾を作った。高齢化が進み、介護で離職する女性が多くなると、介護老人施設を作った。「人里離れた所では老化が早まる」といって、ネオンの見える都市部に開設。立地とサービスが人気となり、今では3つの施設を運営する。

産廃施設が周辺にでき、ゴミ処理が問題になると、ゴミを溶かし舗装材に再生する焼却熔融炉を日本で初めて建設した。これも「完成は10年かかる」と言われたのを、中央省庁を動かし数年で稼働させた。彼、西堀さんの事業化への根っ子には「郷土への思い」がある。

ふるさとへの恩返し

仕事を通して郷土とかかわり合う度、「これは、何とかしなければ」という問題が次々と現われた。仕事軌道に乗り始めると、ますます郷土への思いが募り、40代になると「ふるさとへの恩返し」が、仕事の原動力となった。

ある時「野菜をつくっても売る所がなく困っている」という話を耳にした。彼は早速、関係先と交渉して「川の駅」をつくり、産直売場を設けた。さらに集客のため、コンビニを招致し、茶屋やレストランを開業し、さらに「あゆ」の養殖と販売を併設し、野菜の産直を促進した。

また農村部で後継者がいなく、農地の耕作放棄地が問題になった。彼は自前の重機や技術力を活かし農地の再生に取り組んだ。さらにブランド品を作るため、

農業法人を設立、そばや山菜、野菜づくりを支援し、関東圏の飲食店と連携し直販を行っている。

若手経営者の育成

西堀さんが会社を創った頃、土木会社の大ボスが地域を牛耳っていた。彼は自分の利益しか眼中になく、西堀さんのような新しい会社が出てくると、いやがらせや圧力をかけてきた。だから地元の経済も停滞し、若い人も定着せず、活気のない町だった。中2の時父がなくなり、中学卒業後、土木作業員として働いた。彼は学校へは行かなかったが、社会人として人一倍勉強した。彼の学校は現場にあった。現場で働く人の話を聞く、先輩経営者や他業界の人達に色々と学んだ。まさに「人みな先生」だった。

彼は今まで学んだ事やノウハウを、若い経営者との勉強の場を設け、惜しみなく教え、伝えている。これも「ふるさとへの恩返し」である。

明日の郷土を拓く

彼は目の前の事業や先々の事について、朝4時に起き、じっくりと考え対策を練った。そして有能な人達の話に耳を傾け、多くの事を吸収し実行した。

そんな彼にも病魔が訪れた。60才をすぎた頃、がんを患い、完治した数年後、ちがうがんを患った。頑健だった彼も二度の大病でやせ細ったが、一番こたえたのは同じ頃、福祉事業を任せていた長女もがんの宣告を受け一年後、30数年の短い生涯を終えたことだった。

若い生命を奪う「がん」への対策が、彼の大きな課題となった。県や国と折衝を続け、県の事業として「ワンコインで受けられる検診」を立ち上げ、個人としても、会社としても、最大の支援を行った。

郷土の人が困っていることの手助けをする、「明日の郷土を拓く」。古希を越えてなお、西堀さんの挑戦は止まることを知らない。

法人会の経営者大型総合保険制度
 広げよう
 企業保障の
 大きな傘を

重度の身体障がい状態によるリタイアリスクから
 会社と家族をまもります

総合型V Tタイプ

(大同生命の定期保険+AIG損保のベーシック傷害保険)
 無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)

1～3級の身体障がい者手帳の交付を受けた場合に、
 最高2億円の就業障がい保険金を支払います。

- 保険金額2億円までご加入できるのは、契約者が法人か所定の個人事業主(契約者と被保険者が同一人の場合に限る)の場合です。
- この保険には高度障がい保険金・死亡給付金・解約払戻金はありません。また、満期保険金・配当金・保険料の払込免除の取扱もありません。
- 身体障がい者福祉法の改正により、就業障がい保険金の支払対象となる身体障がい状態は変動する可能性があります。
- 当資料に記載の保障は「Tタイプ[無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)]」によるものです。AIG損保のベーシック傷害保険の補償内容につきましては、「総合型V Tタイプ」パンフレットをご覧ください。
- この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなることがあります。
- この資料は、2019年8月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。
- ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。



大同生命保険株式会社

東北支社 秋田営業部/秋田県秋田市中通2-3-8(秋田アトリオンビル5F)
 TEL 018-833-5121



AIG損害保険株式会社

秋田支店/秋田県秋田市中通2-3-8(秋田アトリオンビル10F)
 TEL 018-801-2010

F-2019-1016(2019年8月27日)
 19-073026 2021-8

法人会会員企業にお勤めの皆さまへ

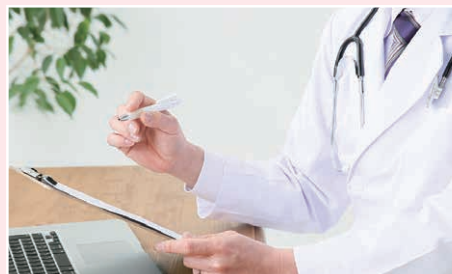
ネット医療相談サービスのご案内

Aflac

本サービスは、アフラックの提携先
 (株式会社メディカルノート)が提供します。

プロの医療チームがあなたをサポートします!

法人会会員企業にお勤めの
 役員・従業員であれば、
 おひとり様 **月1件のご相談まで**
無料で利用いただけます。



※月1回とは、新しい相談1回を指します。同じご相談における追加質問については回数制限はありませんのでご納得いただけるまでご相談いただけます。月1件を超える新しい相談事項の追加については、通常料金432円(月額・税込)になりますので、翌月無料分のご利用がお勧めです。

お問い合わせ

株式会社メディカルノート support@medicalnote-qa.jp



Medical Note



ご利用はこちら